

長崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年9月

長崎港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 26 年 6 月 第 47 回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 交通政策審議会第 56 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 27 年 10 月 第 48 回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成 30 年 10 月 第 49 回長崎県地方港湾審議会
- ・ 令和 2 年 1 月 第 50 回長崎県地方港湾審議会
- ・ 令和 2 年 2 月 交通政策審議会第 78 回港湾分科会

の議を経た長崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
土地造成及び土地利用計画	-----	2
1. 土地利用計画	-----	2
その他重要事項	-----	3
1. 港湾施設の利用	-----	3

変更理由

立地企業の要請に対応するため、深堀地区の土地利用計画の変更及び物資補給等のための施設を廃止する。

I 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	合計
深堀地区	(1) 1	(1) 1	(5 4) 5 4	6	(1) 1	(5 6) 6 2

注1) ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅱ その他重要事項

1. 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

1－1 深堀地区

背後の立地企業の要請に対応するため、次の既設の施設を廃止する。

既設
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)

長崎港港湾計画位置図

500 m 0 500 1000



長崎港港湾区域 (長崎港港域)

小江地区



凡 例
○ : 計画変更箇所

港口地区

福田地区

福田漁港

神ノ島地区

網場ノ脇地区

皇后地区

立神地区

尾上地区

長崎漁港

元船地区

常盤・出島地区

松が枝地区

女神地区

戸町地区

小ヶ倉柳地区

小ヶ倉地区

土井首地区

毛井首地区

香焼地区

深堀漁港

深堀地区

深堀漁港

